

## 鳥取県西部広域行政管理組合ホームページ広告掲載基準

### 1 趣旨

この基準は、鳥取県西部広域行政管理組合ホームページ（以下「西部広域ホームページ」という。）への広告の掲載に関し、鳥取県西部広域行政管理組合の保有する財産への広告掲載等に関する要綱（平成25年10月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 広告の内容及び制限

- (1) 西部広域ホームページに掲載することができる広告は、要綱第3条第1項各号に掲げる基本原則に適合するものであり、かつ、次のいずれにも該当しないものとする。
  - ア 鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
  - イ 西部広域ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
  - ウ 西部広域ホームページを閲覧する者に不快感を与えるおそれのあるもの
  - エ 組合からの情報であると誤解するおそれのあるもの
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、西部広域ホームページに掲載する広告として適当でないと鳥取県西部広域行政管理組合管理者（以下「管理者」という。）が判断するもの
- (2) 前号の規定は、西部広域ホームページに掲載した広告からのリンク先として当該広告を掲載する者が指定したホームページ（以下「広告主ホームページ」という。）に掲載する広告の内容についても、適用する。

### 3 広告の規格等

- (1) 広告はバナー広告とし、その規格は、次に掲げるとおりとする。
  - ア GIF 又は JPEG 形式の画像とすること。
  - イ 画像は静止画像とすること。
  - ウ ユニバーサルデザインを考慮した配色とすること。
  - エ 一の枠の規格は、次のとおりとする。
    - (ア) 縦60ピクセル
    - (イ) 横120ピクセル
    - (ウ) ファイル容量10キロバイト以内
  - オ 一の広告主（第7項第1号に規定する広告主をいう。第3項第2号及び第5項第1号において同じ。）が広告を使用できる枠の範囲は、一の枠の規格とする。

- (2) 前号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、組合と広告主と協議の上、決定する。

#### 4 広告の掲載場所等

- (1) 広告を掲載する場所は、西部広域ホームページのトップページとし、その掲載の位置は、管理者が指定する。
- (2) 広告を掲載するための枠の数は、ページのレイアウトを考慮し、管理者が決定する。

#### 5 広告の掲載数及び期間等

- (1) 一の広告主において掲載することができる広告は、西部広域ホームページのトップページにおいて、1か月当たり一に限る。
- (2) 広告の掲載は、1か月を単位とし、その月の初日（その日が鳥取県西部広域行政管理組合の休日を定める条例（平成元年鳥取県西部広域行政管理組合条例第10号）第2条第1項に規定する組合の休日（以下この号及び次号において「組合の休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い組合の休日でない日。以下この号及び次号において同じ。）の午前9時から翌月の初日の午前9時までをその期間とする。
- (3) 広告の掲載を2か月以上にわたって行う場合における当該広告を掲載する期間は、当該広告を掲載する期間の初日の午前9時から当該広告を掲載する期間の末日の翌日（その日が組合の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い組合の休日でない日）の午前9時までとする。ただし、当該広告を掲載することができる期間は、12か月を限度とする。
- (4) 前2号の規定により定めた広告を掲載する期間（以下「広告掲載期間」という。）内において組合の都合により西部広域ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、当該閉鎖した時間を合計して得た時間数を24で除して得た数（小数点以下切捨て）に相当する日数分、広告掲載期間を延長するものとする。

#### 6 広告掲載の申込み及び決定

- (1) 西部広域ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、当該広告の掲載を希望する月の前々月の末日までに、西部広域ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）を管理者に提出しなければならない。
- (2) 管理者は、広告掲載申込書に基づき、当該申込者が西部広域ホームページに掲載しようとする広告の内容が西部広域ホームページに掲載することが適当なものであるか否かについて審査するものとする。

- (3) 前号の審査の結果、西部広域ホームページに掲載することが適当であると認めた広告について、管理者は、当該広告の西部広域ホームページへの掲載を決定するものとする。この場合において、同一の月に西部広域ホームページへの掲載を希望する広告（管理者が西部広域ホームページに掲載することが適当であると認めたものに限る。）の数が、第4項第2号の規定により管理者が定めたその月における広告を掲載するための枠の数を超えるときは、抽選により、その月において西部広域ホームページへの掲載する広告を決定するものとする。
- (4) 管理者は、前号の規定により組合へのホームページへの掲載について決定を受けた広告に係る申込者に対し、西部広域ホームページ広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は西部広域ホームページ広告掲載却下通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

#### 7 広告原稿の作成等

- (1) 前項第4号の西部広域ホームページ広告掲載決定通知書の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、管理者が指定する期日までに、広告の原稿を管理者に提出しなければならない。
- (2) 広告の原稿は、第3項第1号に規定する規格により作成した画像の電子データとし、前号の規定による提出は、電子媒体により行うものとする。
- (3) 広告の原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

#### 8 広告掲載料金の納付

- (1) 西部広域ホームページへの広告の掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）は、1枠当たり月額5,000円（うち消費税及び地方消費税の額238円）とする。
- (2) 広告掲載料は、組合が発行する納付書により、管理者の指定する期日までに、一括で納付するものとする。

#### 9 広告掲載の決定の取消し

- (1) 管理者は、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載期間中であっても、当該広告に係る第6項第3号の規定による決定（以下「広告掲載決定」という。）を取り消し、当該広告を組合のホームページから削除するものとする。
  - ア 広告主ホームページが閉鎖されたとき。
  - イ 広告主ホームページの内容が、第2項第2号の規定により適用される同項第1号の規定に反すると判断したとき。
  - ウ 広告主の反社会的行為、非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると判断したとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、西部広域ホームページへの広告の掲載が適当でないと管理者が判断したとき。

- (2) 管理者は、前号の規定により広告掲載決定を取り消したときは、西部広域ホームページ広告掲載取消通知書（別記様式第4号）により、当該広告掲載決定を受けていた者に対し、その旨を通知するものとする。
- (3) 広告掲載承認の取消しにより生じた損害に対しては、組合は、一切その責めを負わないものとする。

#### 10 広告掲載料の還付

- (1) 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、前項第1号エの規定により広告掲載決定を取り消した場合であって、その事由が広告主の責めによらないものであるときは、既に納付された広告掲載料金の額のうち、広告掲載決定の取消しの日から当該広告に係る広告掲載期間の末日までの期間（1か月未満の端数切捨て）に応じ算定した額を還付することができる。
- (2) 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料に、利子は付けない。
- (3) 広告掲載料の還付を受けようとする者は、西部広域ホームページ広告掲載料還付請求書（別記様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

#### 11 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容及び広告主ホームページの内容について、一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告掲載申込書の記載事項に変更が生じたとき、又は広告の掲載を取りやめようとするときは、速やかに、西部広域ホームページ広告掲載内容変更届出書（別記様式第5号）を管理者に提出するものとする。

#### 12 免責事項

- (1) 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が停止される場合があることを承諾し、当該広告の掲載の停止を理由として、組合に対し、広告掲載料の返還又は損害の賠償を請求しないものとする。

ア 点検、修理、補修、改良等による西部広域ホームページの停止

イ 天災、不正アクセス等に起因する組合のコンピュータの障害

- (2) 第9項第3号及び前号に規定するほか、組合は、広告掲載に関して広告主に生じた損害については、その損害を生じた原因にかかわらず、賠償する責任を負わないものとする。

#### 13 規定外事項

西部広域ホームページへの広告の掲載に関しこの基準に定めのない事項については、管理者が定める。この場合において、必要があると認めると

きは、広告主と協議を行うものとする。